

坂の上訪問看護ステーションあずきもち 運営規程

(事業の目的)

第1条

医療法人社団 心が開設する坂の上訪問看護ステーションあずきもち(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員が要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)であり主治医が必要と認めた利用者に対し適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
2. 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
3. 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 坂の上訪問看護ステーションあずきもち
- ② 所在地 静岡県浜松市中央区小豆餅四丁目4番20号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条

ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1人

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申し込みに関わる調整、業務の実施状況の把握、その他管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

- ② 看護職員等 2.5人以上(常勤換算)

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条

ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条

事業の内容は次のとおりとする。

- ① 主治医の依頼による緊急訪問看護
- ② 利用者または利用者家族からの要請による訪問看護
- ③ 人生の最終段階における意思決定の支援
- ④ 他職種との連携
- ⑤ 地域包括ケアシステム構築への協力
- ⑥ 症状・障害の観察
- ⑦ 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
- ⑧ 食事および排泄等日常生活の世話
- ⑨ 床ずれの予防・処置
- ⑩ リハビリテーション
- ⑪ ターミナルケア
- ⑫ 認知症患者の看護
- ⑬ 療養生活や介護方法の指導
- ⑭ カテーテル等の管理
- ⑮ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条

1. ステーションは基本利用料として、介護保険法または健康保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受け取るものとする。また、別途定める料金表に基づき利用者またはその家族に対して、事前に文章で説明をした上で支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。
- ① 介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割または2割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は越えた分の全額を利用者の負担とする。

- ② 医療保険の場合は、健康保険法に基づく額を徴収する。
2. ステーションは基本利用料のほか、以下の場合はその他の利用料として別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。
- ① 次条に定める通常の業務の実施地域を超える場合の交通費は、実費1キロメートル当たり30円とする。
- ② 営業日外、時間外に訪問看護を行った場合
- ③ 90分を超えた場合

(通常の事業の実施地域)

第8条

通常の事業の実施地域は、浜松市全域(訪問看護ステーション16kmを超える天竜区を除く)とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条

看護職員等は、訪問看護を実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。

(虐待防止)

第10条

法人で定めた虐待防止のための指針基準に準ずる。

(身体拘束)

第12条

身体拘束に関する取り扱いについては、現在法人内施設のを参考に作成中です。適切な身体拘束の実施に関しては、法令や医療倫理などに基づき、慎重な判断で行います。身体拘束が必要な場合には、その適切な実施方法や管理方法について、指針が確定するまで、適切な検討と議論を重ねるとともに、必ず同意をえて行うこととします。

(BCPの策定)

第13条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「BCP」という。)を策定し、当該BCPに従い必要な措置を講じるものとする。

事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

第14条

1. ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修を次のとおり設けるものとし、業務体制を整える。
 - ① 採用時研修 採用後6か月以内
 - ② 継続研修 年2回
2. 看護職員は、その勤務中常に身分を証明する証票を携帯し、利用者または家族から求められたときはこれを提示する。
3. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
4. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
5. この規定に定める事項のほかに、運営に関する重要事項は医療法人社団 心とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和6年4月1日から改訂する。